

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準（国基準）の改正について

東久留米市
子ども・子育て会議
令和2年1月8日

I 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号及び令和元年内閣府令第8号）に係る改正

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「国基準」という。）の改正が行われたため、その条項に準拠している東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について改正する。

2 国基準の主な改正内容

項目	従来の基準	改正後の基準
幼児教育・保育の無償化関係	良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	従来 of 基準に子どもの保護者の経済的負担の軽減について追記。
	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
	食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）を支給認定保護者から受けることができる。	食事の提供（次に掲げるものを除く）に要する費用 イ 次の（1）又は（2）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（1）又は（2）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

		<p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77, 101円</p> <p>(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 57, 700円 (要保護者等にあつては、77, 101円)</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子どもが同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ</p> <p>(1) 又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供</p> <p>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。) である者</p> <p>(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。) である者</p> <p>ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p>
--	--	---

<p>子ども 子育て 支援法 第58 条の4 第2項 の内閣 府令で 定める 基準の 新設関 係</p>		<p>①子ども子育て支援法第58条の4第2項の内閣府令で定める基準は第2章に定めるところによる。</p> <p>②特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>③利用料及び特定費用の額の受領</p> <p>ア 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（施設等利用費の対象から除外する子ども・子育て支援法第30条の11第1項に規定する内閣府令で定める費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払いを受けるものとする。</p> <p>イ 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払いを施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>④領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付</p> <p>ア 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払いを受ける際、施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。</p>
--	--	--

		<p>イ アの場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p> <p>⑤子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領を受ける場合に、利用料の受領及び領収証の交付に関し「利用料の額」を「利用料の額から施設等利用費の額を控除して得た額」とし、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付先を「当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者」とする等の読み替えを行う。</p> <p>⑥特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。</p> <p>⑦特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>⑧秘密保持等</p> <p>ア 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>イ 特定子ども・子育て支援提供者</p>
--	--	---

		<p>は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ウ 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>⑨特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の第2章（特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）の規定は、条例で定めることを委任されたものではなく、第2章の規定が直接、基準として適用される（改正後の子ども・子育て支援法第58条の4第2項）。</p>
--	--	--

<p>特定教育・保育施設等との連携関係</p>	<p>特定地域型保育事業者は特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園、又は保育所を適切に確保しなければならない。</p>	<p>① 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加</p> <p>特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定地域型保育事業者と代替保育を提供するものとの間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること ○代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること <p>という要件を満たすと認める場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所以外において代替保育を提供する場合にあつては、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。） ・特定地域型保育事業を行う場所又は事業所において代替保育を提供する場合にあつては、事業者の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者 <p>をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。</p> <p>② 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和</p> <p>特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を</p>
-------------------------	--	---

		<p>行う連携施設の確保を不要とすることとする。</p> <p>ただし、この場合において、特定地域型保育事業者は、</p> <p>○利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設 又は</p> <p>○地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市町村が適当と認めるものを卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。</p> <p>③ 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除</p> <p>満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、規模（定員20人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であり、3～5歳児を受け入れている事業所も存在することを踏まえ、市町村長が適当とみとめるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。</p>
	<p>この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>この府令の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

※上記の他、国基準の改正に合わせて文言修正等を行う。

- 3 施行の日
公布の日

以上